

事務事業評価の見直しについて

1 事務事業評価の課題

本市では、業務実績の内部評価として毎年「事務事業評価」を実施しているが、長年の運用で形骸化がみられ、活用できていないことから、見直しを行うこととした。

(1) 事務事業評価とは

行政活動の基礎的である業務活動に対し活動実績やコストに対する評価を行うことにより、その達成度、効率性等を高めて、改善を図っていく取組（P D C A）

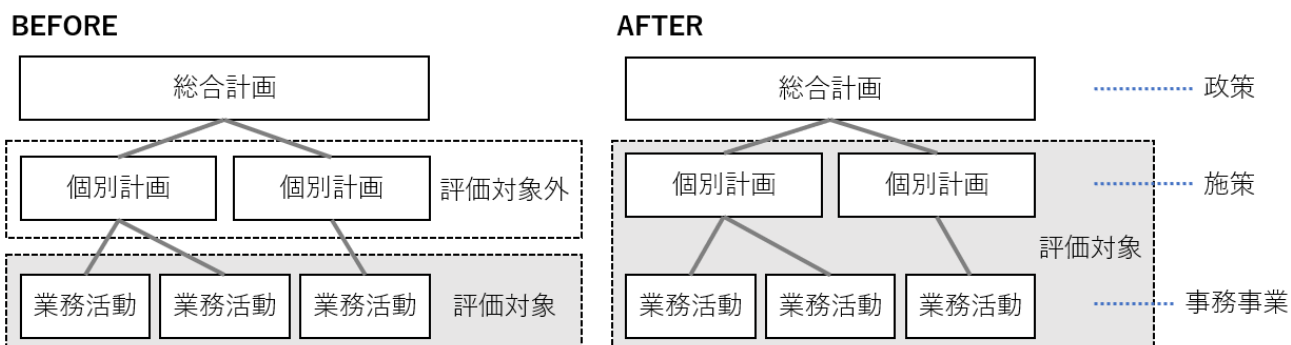
(2) 課題

- ア 大局的な視点で政策・施策の進捗状況が把握できない。
- イ 年度単位の視点に留まり、中長期的な改善に結びつかない。
- ウ 長年の運用で評価結果が固定化し、活用されていない。

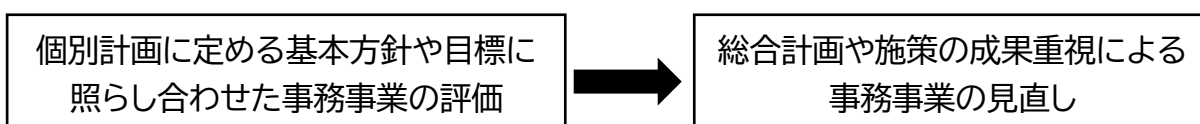
2 今年度の取組

上記の課題を踏まえ、次の取組を行った。

- (1) 個別計画を評価の対象に加え、評価表を作成する。
- (2) 評価結果を企画課（政策担当）と共有した上で、個別計画の所管課に対し現状と今後の方向性に対するヒアリング（聞き取り）を行う。
- (3) ヒアリングの結果から廃止や見直しの余地がある業務を洗い出す。

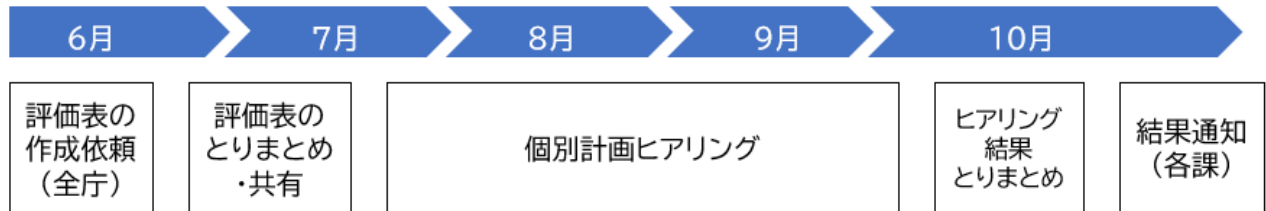


◆見直しで目指すもの



3 今年度の実施結果

(1) 取組の流れ



(2) ヒアリングの方法

個別計画・事務事業評価表と決算額などのデータから次の視点による質問事項を事前に送付し、当日に回答を聴く。

- ア 計画の指標（数値目標）の達成状況
- イ 費用対効果（受益者1人当たり、対象1件当たりの単価）
- ウ デジタル技術の活用による経費や業務負担の削減
- エ ヒト・モノ・カネが多く投入されている部分

(3) ヒアリング結果

個別計画	事務事業	担当課	指摘した事務事業数
74	669	42	183 (27%)

廃止すべき	廃止・縮小の 余地あり	縮小の余地あり	改善の余地あり	現状維持
27件	52件	13件	5件	86件
17,339万円	126,292万円	13,087万円	39,790万円	351,274万円

※金額は令和6年度予算額

(4) ヒアリング結果の補足

- ア 事業の一部に対して指摘したものもある。（金額は極力当該部分を算出）
- イ 施設等直ちには廃止できないものに対しても指摘している。

4 見直しによる効果

(1) 情報と視点の共有

政策担当である企画課職員と合同でヒアリングを行ったことにより、施策や業務の政策としての重要性や各課等が所管する施策の現状を共有することができた。

(2) 成果重視による業務の見直しの意識付け

ヒアリングを通じて、個別計画と業務活動の連動を強く意識付けることで、成果重視による業務の見直しの意義を印象付けることができた。

【成果のあった例】

- ・ 普及啓発や活動支援に係る補助金で対象や実績が少ないものの廃止
- ・ 冊子を作成していたものをデジタル提供にすることで印刷費用を削減
- ・ 全部委託していた計画策定業務の一部を職員が担うことによる経費削減

(3) 予算削減

個別計画ヒアリングの結果データを財政課に提供し、来年度当初予算の査定の資料とした。このヒアリングの結果を受けて見直しを図ったものを合計すると、令和6年度予算と比べ概ね7,400万円の削減となる見込みである。

5 今年度の結果を踏まえた課題

(1) 個別計画に対する意識の低さ

個別計画に定める方針や目標に対する担当職員の意識が薄れてしまっている様子が見受けられた。人事異動で個別計画策定時の担当者が交代し、後任に理念や理想が引き継がれない例も想像できる。また、個別計画中に成果となる数値目標の設定がなく、評価がしづらい例もあった。

個別計画と業務活動の関連性を職員に改めて強く意識付けをするとともに、個別計画の内容や評価に対する支援が必要である。

(2) ヒアリング結果の追跡調査

個別計画ヒアリングで必要性が低いと判断された業務活動のうち、スクラップに結びつかなかった業務は、今後追跡調査を行い、状況を把握する必要がある。

(3) 個別計画外の業務の扱い

ヒアリングした業務活動は、個別計画に紐づくもの（669件）に限られ、個別計画に紐づかない業務活動（377件）は、今回見直しの対象から外れている。

個別計画評価表

行政改革大綱

計画期間	2021	～	2030	主管課	行政経営課		
計画の概要と基本的な方針							
スマートでスリムな行政運営の確立を目指し、行財政改革を戦略的に推進するための計画 民間事業者等との連携、先進技術の駆使、先を見た選択と縮減、人材育成の4つの戦略体系により各種の取組を実施する。							
指標の達成状況							
指標	基準 (R2)	R3	R4	R5	R6	R7	R7 成果目標
全取組中順調に進捗している取組の率 (%)	86.9 (2020実績)	95.5	94	93.2			90 (毎年度)
昨年度の取組の実績							
65件の取組がデジタル技術の活用に関するものであり、デジタルの活用が進められている。 また、公民連携に関する取組も51件あり、民間を活用する意識も高まっている。							
指標に関する分析・評価							
各課等において計画された取組が、概ね目標どおり順調に進行している。							
社会環境等の変化							
令和6年3月に市の将来推計人口が公表され、前回推計より早く人口減少が進行することが明らかとなり、財源と労働力の不足が危惧される。							
今後の展開							
継続							
急激な人口減少により経営資源（ヒト・モノ・カネ）の不足が予想されるため、よりスピード感をもって取組を推進していかなければならない。							

事務事業の実績							
業務活動名	指標	R3	R4	R5	R6	R7	R5 活動目標
行財政調査会関連	会議開催回数	3	3	2			3
事務事業評価	評価対象業務活動件数	593	1,075	1,067			1,070
業務改善運動	庁内啓発広報誌発行回数	12	11	11			11

決算額							
業務活動名	R3	R4	R5	R6	R7	単位：千円	
行財政調査会関連	211	183	146				
行財政改革推進	0	648	467				
計	211	831	612	0	0		

公共施設等総合管理計画

計画期間	2016 ~ 2055	主管課	行政経営課
------	-------------	-----	-------

計画の概要と基本的な方針

公共施設等の総合かつ計画的な管理を行うための中期的な取組みの方向性を明らかにする計画
所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めている

指標の達成状況

指標	基準 (R2)	R3	R4	R5	R6	R7	R7 成果目標
公共施設の保有量（延床面積） （万㎡）	124.6 （2020実績）	123.8	125	124.6			105.9 （2055）

昨年度の取組の実績

平地荘及び元教育文化館等の建物の除却により、保有量が減少した。

指標に関する分析・評価

年度毎の増減はあるが、基準とほぼ同水準であり、保有量の削減にはなっていないため、順調とは言えない。

社会環境等の変化

計画時の推計より人口減少が早く進行することにより、更新費に対する投資可能額の不足額の増加が危惧される。

今後の展開

拡大

人口減少に伴う投資可能額の減少が予想されるため、公共施設の適正配置及び更新費削減の取組を推進していく必要がある。

事務事業の実績							
業務活動名	指標	R3	R4	R5	R6	R7	R5 活動目標

決算額							
業務活動名	R3	R4	R5	R6	R7	単位：千円	
公共施設サービスマネジメント	546	0	0				
計	546	0	0	0	0		

R6 個別計画一覧表

番号	分野別指針	計画名	担当課名	開始年度	終了年度	計画の概要及び基本的な方針	法的根拠
1	10	おかざきDXビジョン	デジタル推進課	2022	2026	デジタル技術の浸透により市民生活をより良いものへと変革させるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の実現に向け、デジタル技術の活用方針や基本的な考え方を示すもの。 「デジタルで便利になる市役所」「デジタルでスマートになる行政」「デジタルを活かせる地域社会」の3つの基本方針に基づき各種の取組を実施する。	官民データ活用推進基本法第9条
2	10	シティプロモーション戦略	広報課	2014		将来にわたり市が活力を維持し持続的に発展するため、魅力づくりを推進し、その魅力を市内外へ発信する。	-
3	1	地域公共交通計画	地域創生課	2022	2026	近年の社会環境の変化に伴う移動ニーズの多様化や人々の生活様式の変化に対応するため、市民・交通事業者・地域団体・行政等多様な関係者がそれぞれの役割を分担・連携して取組み、地域公共交通を将来に渡り持続することを目指した計画。 コロナ禍前の公共交通利用者数に回復することを成果目標に掲げている。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条
4	10	行財政改革大綱	行政経営課	2021	2030	スマートでスリムな行政運営の確立を目指し、行財政改革を戦略的に推進するための計画 民間事業者等との連携、先進技術の駆使、先を見た選択と縮減、人材育成の4つの戦略体系により各種の取組を実施する。	-
5	2	公共施設等総合管理計画	行政経営課	2016	2055	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組みの方向性を明らかにする計画 所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めている	-
6	10	定員適正化計画	人事課	2021	2025	令和3年度を始期とする「第7次岡崎市総合計画」が策定され、複数のソフト事業やハード事業等を分野横断的に取りまとめて、本市の未来に向けた投資事業を進めていくこととなったため、この総合計画と歩調をあわせ、総合計画推進に必要となる人的資源(適正定員)を検討し、その実現(適正化)を図るもの。	-
7	10	特定事業主行動計画	人事課	2020	2025	すべての職員が働きがいをもっていきいきと活躍できる職場を目指し、重点項目であるワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護等と仕事の両立推進、女性職員の活躍推進に資する各取組を実施するもの。	次世代育成支援対策推進法第19条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条
8	4	市民協働推進計画	市民協働推進課	2021	2025	市民活動団体等とともに自立した協働社会を構築し、豊かで市民力を生かした地域社会を実現するため策定した計画。 市民活動を活発化、定着化させていくために「市民活動の質的充実」に向けた支援を継続するとともに、「多様な主体の連携強化」として市民、「市民活動団体」、「町内会等」、事業者及び市が対等な立場で協力して取り組む事ができる環境を整備し、市民が主体のまちを育てる。	-
9	4	交通安全計画	防犯交通安全課	2021	2025	交通安全対策を推進することにより、究極的には交通事故のない社会の実現を目指す。	交通安全対策基本法第26条
10	4	防犯活動行動計画	防犯交通安全課	2023	2030	基本理念「市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現」に向けて、基本目標「刑法犯認知件数の減少」と「体感治安の向上」を目指す行動計画。「防犯意識・わがまち意識の醸成」「犯罪が起こりにくい環境整備」「市民の安全・安心を脅かす犯罪等への対策」「犯罪被害者等支援の推進」を基本戦略に、誰一人取り残さない防犯まちづくりの推進を図る。	犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例第7条
11	2	地域防災計画	防災課	2024		災害対策基本法第42条の規定に基づき、岡崎市防災会議が作成する計画であり、岡崎市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、災害予防、災害応急及び災害復旧に関する事項を定め、これを効果的に実施することによって市民の生命、人体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。	災害対策基本法第42条
12	2	地震対策アクションプラン	防災課	2018	2024	「大規模地震による死者ゼロと被害の最小化、暮らしの迅速な回復に向けて防災減災対策を着実に推進する」を基本理念に、南海トラフ地震の被害を計画的に軽減するためのアクションプラン。	-
13	2	災害時受援計画	防災課	2024		外部からの応援を円滑に受入れ、災害対応を迅速かつ効果的に実施できるよう、必要な基本情報、体制、手順等を定めておくことを目的とした計画。	-
14	2	地域強靱化計画	防災課	2024		「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の制定を踏まえ、国民生活や経済に基大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害などの備えとして、現在進めている防災・減災対策の取組を主軸に、本市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する方針を示した計画。	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条
15	2	業務継続計画(BCP)	防災課	2024		大規模地震発生時の人員・物資・情報・ライフラインなどの必要な資源が制約された状況下でも、あらかじめ選定した非常時優先業務を速やかに遂行することにより、行政機能の継続性確保と業務の継続力向上を実現する事を目的とした計画。	-
16	2	国民保護計画	防災課	2024		大規模テロや武力攻撃が発生した場合、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした国民保護法に基づき、そのための国民保護措置が迅速・的確に行なわれるよう定めた計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条
17	7	文化振興推進計画	文化振興課	2017	2026	個性豊かな市民文化の創造、文化の薫り高い都市の実現を推進するための目標。文化芸術の振興、歴史文化の継承と活用、文化を支える基盤づくりの3つを基本方針とする。	文化芸術基本法第7条の2
18	7	スポーツ推進計画	スポーツ振興課	2021	2030	スポーツを通じて生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指し、体系的にスポーツ推進を図るための計画 Let's Sports ～スポーツで未来を拓く～ スポーツで「人」を元気にする、スポーツで「まち」を元気にする、スポーツで「未来」をつくる	スポーツ基本法第10条
19	7	スポーツ施設配置整備方針	スポーツ振興課	2022	2026	既存のスポーツ施設・設備の改修及び新たなスポーツ施設の整備を計画的に行い、市民の安全・快適に利用できるスポーツ環境の整備・充実を推進するために本方針を策定する。	-

番号	分野別指針	計画名	担当課名	開始年度	終了年度	計画の概要及び基本的な方針	法的根拠
20	6	男女共同参画基本計画	多様性社会推進課	2021	2025	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画 固定的性別役割分担の解消、職場における男女平等の実現、多様性の尊重の3つを基本目標として各取組を実施する。	男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例第6条 男女共同参画社会基本法第14条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条
21	4	多文化共生推進基本計画	多様性社会推進課	2021	2025	国の施策の変化や外国人市民の増加に対応し、多文化共生を推進するための計画 多文化共生の地域づくり、自立に向けた支援、生活にかかわる支援、推進体制の整備の4つの基本目標により各種の取組を実施する。	-
22	7	生涯学習推進計画	生涯学習課	2021	2030	市民の生涯学習活動を計画的に推進するための計画。 生涯学習成果を社会に還元することで活力ある地域づくりを目指し、市民による教育力の向上と学習機会の充実を図る。	-
23	7	子ども読書活動推進計画	中央図書館	2019	2025	急変する時代で必要とされる資質・能力を育む上で読書活動の推進は不可欠であり、社会全体で子どもの読書活動を推進するための当市における計画。4つの基本方針「①子どもが本にふれられる場所を調えます ②子どもが本に接する機会を増やします ③子どもの読書活動を応援する人を増やします ④子どもの読書活動が進むような仕組みをつくります」で各種取組を実施。	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条
24	5	地域福祉計画	ふくし相談課	2022	2026	住民一人ひとりがお互いを認め支えあうことで、誰もが住み慣れた地域で生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指し、地域のつながりの強化、地域生活課題に対応した包括的な支援体制の構築、福祉活動の担い手づくり及び活動団体の体制強化等を基本目標とし、各取組を推進する。	社会福祉法第106条の5・170条 成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条 再犯の防止等の推進に関する法律第7条
25	5	障がい者基本計画	障がい福祉課	2021	2026	障がい者が抱える課題を解消し、地域における総合的な支援の充実を図るため、障がい者施策の基本的指針や福祉サービス等の見込量とその確保策等を示す計画。 障がい者への理解の啓発と配慮の促進、障がい児支援の充実、切れ目ない相談支援などを主な重点施策として各取組について推進する。	障害者基本法第11条
26	5	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障がい福祉課	2024	2026	同上	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条 児童福祉法第33条の20
27	5	地域包括ケア計画	長寿課	2024	2026	支援を必要とする高齢者の増加と、高齢者を支える世代の減少が見込まれる中、元気な人も、介護が必要な人も、認知症の人も、「だれもが、いつまでも、いきいきと 健やかに暮らすことができるまち」を目指すもの。 行政のみではなく、高齢者自身を含めた地域、事業者、NPO、ボランティアなど多様な主体が一つとなり、地域全体で支え合う体制を構築し、地域包括ケアシステムの深化・推進とその先にある地域共生社会の実現を目指す。	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条 認知症基本法第13条
28	5	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画	国保年金課	2024	2029	データ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。 若年層から健康意識を高める、生活習慣病の発症予防・重症化予防、平均自立期間の延伸を計画全体の目標として各取組を実施する。	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号） 高齢者の医療の確保に関する法律第18条
29	5	新型インフルエンザ等対策行動計画	生活衛生課	2014		新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症と同様に危険性のある新感染症が発生した場合に取るべき行動を計画するものである。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条
30	5	健康おかざき21計画	保健政策課	2014	2024	健やかで心豊かなまちおかざきを目指すべき姿とし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標とする計画 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底と、ライフステージに合わせた健康づくりの推進における様々な分野について具体的な取組の方向性をあきらかにしている。	健康増進法
31	5	いのち支える自殺対策計画	健康増進課	2024	2028	市民の誰もが生きやすい岡崎市の実現を目指し、みんなで生きることを支えるための取組を包括的に推進する。市民一人一人が自分事として、自殺に繋がり得る地域や生活の課題についてともに考え、いのちを支える、誰もが生きやすい岡崎市の実現を目指す。	自殺対策基本法第13条
32	5	食育推進計画	保健政策課	2023	2026	市民一人ひとりが、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう食育基本法に基づき策定された計画 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進の3つの重点事項を柱に、SDGsの考え方を踏まえ、総合的かつ計画的に推進する。	食育基本法
33	6	母子保健計画	健康増進課	2016	2025	効果的な母子保健対策の推進を図るための計画。 市民が目指すべき姿を「安心して子どもを生み、健やかに育てることができる」とし、3つの柱（①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ③子どもの健やかな成長を見守り育む保健対策の充実）を軸に事業を展開し、目標の達成を目指す。	-
34	5	動物行政推進計画	動物総合センター	2021	2030	1.愛護動物の適正飼養の推進、2.地域に根差した畜産の振興、3.動物園の社会的役割の遂行、4.野生動物と共生する社会の実現の4つの基礎事業からなる。行政内部の異なる部署間の調整を図りながら総合的に施策を進め、人と動物が共生したより良い社会を目指す。	-

番号	分野別指針	計画名	担当課名	開始年度	終了年度	計画の概要及び基本的な方針	法的根拠
35	6	おかざきっ子育てプラン	こども育成課	2020	2024	18才までの子どもと保護者(子育て家庭)を対象に誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即した子育て環境の整備を図る。	子ども・子育て支援法第61条 次世代育成支援対策推進法第8条 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9上
36	6	DV対策基本計画	家庭児童課	2021	2025	個人の尊厳が尊重され、DVを容認しない社会の実現を基本理念に、その達成のための施策を示す計画 あらゆる暴力を許さない社会づくり、相談体制の充実、被害者の安全確保と自立支援、関係機関等との連携充実に基本目標として各取組を実施する。	配偶からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3
37	3	環境基本計画	環境政策課	2021	2030	岡崎市環境基本条例に基づき、環境ビジョンである「自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会『環境共生都市 岡崎』の実現」を目指すための計画。 本市の環境施策は、自然環境・生活環境(公害・廃棄物)・地球環境など多岐にわたるため、本計画に基づき、各分野の個別計画や重点施策を執り進め、その進捗を年次報告書にまとめることで、本市の目指すべき環境像に向かい推進する。	環境基本条例第10条
38	3	水循環総合計画	環境政策課	2021	2031	本市における健全な水循環系を構築するため、水に関する基本的な施策の方向性を示すとともに、施策の実施状況を取りまとめ、水循環推進協議会で審議する。	水を守り育む条例第7条
39	3	生物多様性おかざき戦略	環境政策課	2011	2050	生物多様性の保全及び持続可能な利用について目指す方向性や目標を定め、市民、事業者、行政等の各主体の役割を明らかにし、施策を総合的に推進していくために策定した計画。 「多様な自然」、「豊かな暮らし」、「次世代への継承」の3つの基本目標を掲げ、「野生生物の生息・生育環境の保全」、「中山間地域活性化と農林業振興」、「生物多様性の普及啓発」など8つの基本戦略をもって各取組を実施する。	生物多様性基本法第13条
40	3	地球温暖化対策実行計画	ゼロカーボンシティ推進課	2023	2030	温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を策定するもの。 再生可能エネルギーの普及促進、ゼロカーボンアクションの実践、エコな暮らしの促進、豊富な森林資源の活用等の6つの基本方針を掲げ施策・取組を推進する。	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条 気候変動適応法第12条
41	2	災害廃棄物処理計画	廃棄物対策課	2018		国の災害廃棄物対策指針に基づき、岡崎市地域防災計画や愛知県災害廃棄物処理計画との整合を図り、災害により甚大な被害が発生した場合の処理方針や処理体制などの基本的事項を定める。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2
42	3	一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)	廃棄物対策課	2014	2027	生活排水処理をどのような方法でどの程度処理していくかを定め、污水处理施設の整備や維持管理の推進、し尿及び浄化槽汚泥の処理体制の整備を主な方針として各取組を実施する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条
43	3	一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)	ごみ対策課	2014	2027	持続可能な循環型社会を形成するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、ごみの発生抑制・再使用・再生利用に取り組み、三者が一体となって循環型社会の形成を目指すもの。 ごみの発生抑制の促進、資源循環利用の促進、適正な処理・処分の推進を3点を基本的な方針として各取組を実施する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条
44	9	産業労働計画	商工労政課	2021	2030	「仕事のしやすい 働き甲斐のある 共創イノベーション都市 岡崎」を基本理念とし、業種の枠組みを超えて産業振興を一体的に推進するとともに、産業と雇用の両面から担い手の創出・育成を図ることを目標に掲げ、その目標達成のための施策を示す計画 中小企業・小規模事業者の振興、ものづくり産業・新産業の振興、商業機能と観光の連動、創業・起業しやすい環境の整備、産業人財の育成・働き甲斐の獲得を主な方針として各取組を実施する。	-
45	8	観光基本計画	観光推進課	2024	2030	観光による持続可能な交流市場の開拓を進めることを通じて市域及び市域経済の活性化を図るための計画 観光が解決に貢献すべき社会課題や、解決のための方策を体系的に整理し、本市の持続的な成長と市民の幸せに貢献する取り組みを実施する	-
46	3	農業振興計画	農務課	2021	2030	持続可能な農業経営基盤の構築と農業の多面的機能の維持を目標に掲げ、その目標の達成のための施策を示す計画 担い手の育成、農業経営の安定化、地消地産の推進、都市農業の推進などを主な方針として各取組を実施する。	都市農業振興基本法第10条
47	3	中山間地域活性化計画	中山間政策課	2022	2030	中山間地域を魅力ある持続可能な地域としていくための方向性を示す計画である。 「くらし」の仕組みづくり、「しごと」の仕組みづくり、「交流」の仕組みづくりを基本方針として、施策を推進するものである。	-
48	3	山村振興計画	中山間政策課	2016		振興山村地域である旧額田町の振興を図る計画であり、地域資源を活用した産業振興、豊かな自然等を生かした交流施策の促進等の推進、定住促進等を図るものである。	山村振興法第8条
49	3	森林整備ビジョン	中山間政策課	2021	2110	100年後の望ましい森林の姿を実現するための各個別施策を示す計画である。 基本情報に基づく森林管理、森林施業・森林経営計画に関わる施策、公益的機能に関わる個別の施策を策定し実施するものである。	-
50	3	森林整備計画	中山間政策課	2021	2030	森林法に基づき策定している森林の整備計画である。 伐採、造林、保育等の森林の整備に関する基本的事項や立木の標準伐期齢や標準的な伐採方法等を定めている。	森林法第10条の5
51	1	自転車活用推進計画	建設企画課	2022	2030	自転車の活用による環境負荷の低減、市民の健康増進、観光施策との連携など様々な課題に対応するため、交通の安全を図りつつ自転車の利用を促進する計画	自転車活用推進法第11条
52	1	自転車ネットワーク計画	建設企画課	2021	2030	通勤・通学、買い物や観光における自転車利用者の安全で快適な自転車利用環境の確保のため、通勤・通学者が利用する鉄道駅や、商業・観光施設が集積するまちなかの優先的な整備を方針とし、自転車通行空間を効果的、効率的に整備するために自転車ネットワーク路線の整備形態等を示した計画	-
53	2	総合雨水対策計画	河川課	2017		気候変動により増加している大雨から“いのち”と“くらし”を守るため、市民・事業者と市が相互に協力・連携した、雨水対策を行う。	-
54	1	都市計画マスタープラン	都市計画課	2021	2030	本市の都市計画区域における概ね20年後の都市の将来像をとらえつつ10年間(目標:令和12年度)における土地利用、市街地整備、都市施設等に関する施策の方針を示している。	都市計画法第18条の2
55	1	立地適正化計画	都市計画課	2018	2040	人口減少社会において、持続可能な都市構造を目指し、日常生活に必要なサービスが住まいの身近に存在するコンパクトシティに関する方針、施策を示している。都市計画マスタープランの一部としてみなしている。	都市再生特別措置法第81条

番号	分野別指針	計画名	担当課名	開始年度	終了年度	計画の概要及び基本的な方針	法的根拠
56	1	都市拠点基本計画	都市計画課	2021	2030	都市計画マスタープランにおいて都市拠点として位置付ける、東岡崎駅周辺、岡崎駅周辺の地区において、土地利用の状況毎に区域を設定し、集中的に事業・施策を実施すべき区域を選定するとともに活用する事業と施策を示している。	-
57	1	市街化調整区域及び都市計画区域外における土地利用に関する基本方針	都市計画課	2023	2032	市街化調整区域及び都市計画区域外にて生じている地域コミュニティの低下や、空き家の増加などの諸課題解決を目的に、土地利用に関する対策方針や集落維持のあり方、課題解決に向けた具体的な土地利用規制の見直しなどの施策を示している。	-
58	1	土地利用基本計画	都市計画課	2023 (2016)	2030	市内全域における無秩序な開発等を抑制し、自然環境や水環境を保全するために、全市的な土地利用の方針を示し土地利用関連施策の根拠となるとともに、横断的な視点から、土地利用の総合調整機能を果たしている。また、都市計画マスタープランの対象外である都市計画区域外における土地利用の方針を示している。	土地利用基本条例第6条
59	1	駐車場整備計画	都市計画課	2011	2020	康生地区周辺の康生伝馬駐車場整備地区と東岡崎駅周辺の明大寺駐車場整備地区における駐車場の整備・確保を目的に、整備に関する基本方針、整備の目標量、整備に関する施策等を示している。	駐車場法第4条
60	2	防災都市づくり計画	都市計画課	2019	2029	地震災害に対して災害に強い都市空間づくりを進めることを目的に、市街地の防災性を高めるための方針に基づき行政・地域が実施すべき各取組を示している。	-
61	1	景観計画	まちづくり推進課	2018 (2011)		良好な景観形成を図るため、法に基づく景観まちづくりの基本的な計画として策定。本市が目指す景観まちづくりの方向性など基本的な考え方を示す。	景観法第8条
62	1	屋外広告物適正化計画	まちづくり推進課	2021	2026	地域の暮らしに寄り添い、まちの魅力や活力を高める屋外広告物を目指して、まちの表情をつくる屋外広告物のあり方を示し、適正化を図る。	-
63	1	歴史的風致維持向上計画	まちづくり推進課	2016	2025	岡崎固有の歴史的風致の維持向上を図るため、法に基づく歴史まちづくりの基本的な計画として策定。本市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針などを示す。	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条
64	1	無電柱化推進計画	まちづくり推進課	2021	2025	社会情勢や無電柱化の必要性を踏まえ、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を示す。	無電柱化の推進に関する法律第8条
65	1	QURUWA戦略	まちづくり推進課	2018		QURUWA地区内の豊富な公共空間を活用して、パブリックマインドを持つ民間事業者と市民を引き込む公民連携プロジェクトQURUWAプロジェクトを実施することにより、その回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化・暮らしの質の向上・エリアの価値向上を図る。	-
66	2	建築物耐震改修促進計画	住環境整備課	2021	2030	地震に因る建物の被害及びこれに起因する人命や財産の喪失を未然に防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進するための計画 住宅・建築物の耐震化及び住宅・建築物の減災対策等を主な方針として各取組を実施する。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条
67	1	空家等対策計画	住環境整備課	2023	2032	地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等を減らすとともに、空家等の発生を予防し、増加を抑制するための施策を示す計画 快適な生活環境を保全し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、地域活性化を図るため、市、空家等の所有者等、市民等が協働することによって空家等対策を効果的かつ効率的に実施する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条
68	1	緑の基本計画	公園緑地課	2021	2030	都市緑地法に基づき、都市の緑に関する総合的な計画 都市公園の整備や緑を保全する地区の決定、都市計画による整備事業や緑化制度の推進を図る。	都市緑地法第4条
69	1	住生活基本計画	住宅計画課	2022	2031	「人を育み、新たな暮らしにちょうどいいを創るまち」を住まい・居住環境分野における将来像とし、計画的に住宅施策を推進していくための計画 「多様な居住者のニーズに応える住まい・居住環境の実現」「安全安心で持続可能な魅力ある住まい・居住環境の形成」「多様で良質な住宅ストックの形成」の3つの基本目標を掲げ、各種取組を推進する。	-
70	1	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画	住宅計画課	2024	2028	住宅確保要配慮者が必要とする住宅の確保や、安心して住み続けられる仕組を構築し、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による住宅セーフティネットを推進するための計画	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第6条
71	5	病院事業経営強化プラン	市民病院経営企画室	2023	2027	持続可能な地域医療提供体制を確保するため、岡崎市民病院の持続可能な経営計画を策定する。 役割・機能の最適化と連携強化、医師・看護師等の確保と働き方改革、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、施設・設備の最適化、デジタル化への対応、経営の効率化、数値目標の達成などに取り組む。	-
72	1	上下水道ビジョン	経営管理課	2021	2030	岡崎市の上下水道が始まり約100年、資産の老朽化や社会・都市の変化等により、普及率向上を目的とした建設の時代から更新・再構築の時代へと移り変わりつつある。そのような中で、①暮らしを支える上下水道、②強靱な上下水道、③持続的な事業運営といった3つの基本方針を掲げ、新時代の上下水道を目指すこととしている。	-
73	7	学校教育等推進計画	教育政策課	2021	2025	教育のうち学校教育及び社会教育の振興のための施策に関する基本的な計画 「未来を拓き 豊かに生きる力をもった子どもの育成」を基本理念とし、学校教育では「未来を生きる資質・能力の育成」、「多様性の尊重・可能性の伸長」、「地域の特色を生かした教育」、「教員の働き方改革」、「持続発展可能な教育環境整備」、社会教育では「家庭・地域・学校の連携」を目標とする。	教育基本法第17条
74	7	文化財保存活用地域計画	社会教育課	2021	2030	文化財保護法に位置付けられた法定計画。本市の歴史文化資産を取り巻く状況を整理・分析した上で、保存活用のための基本方針を定め、今後実施する具体的な取り組み・事業を示すもの。	文化財保護法第183条の3

行財政改革大綱及び行財政改革推進計画の中間見直しについて

1 行財政改革大綱・行財政改革推進計画について

(1) 行財政改革大綱

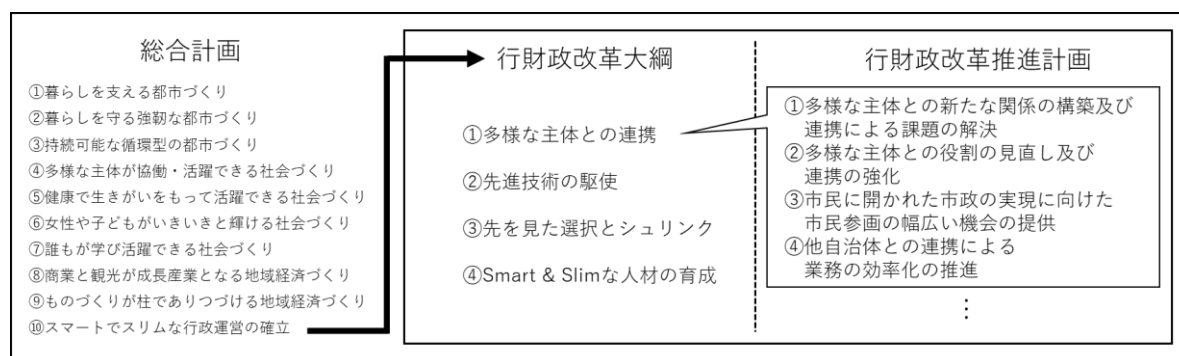
行財政の効果的かつ合理的運営、市民サービスの向上を図るための方向性を示した計画。次の4つの戦略を掲げている。

- ア 多様な主体との連携
- イ 先進技術の駆使
- ウ 先を見た選択とシュリンク
- エ Smart & Slim な人材の育成

(2) 行財政改革推進計画

行財政改革大綱に基づいて、行財政改革を着実かつ集中的に推進するための取組をまとめたもの。計画の進捗管理、推進体制のほか、大綱で掲げられた4つの戦略に紐づいた具体的な目標と27の個別の取組内容を示している。

◇計画体系



2 中間見直しの実施

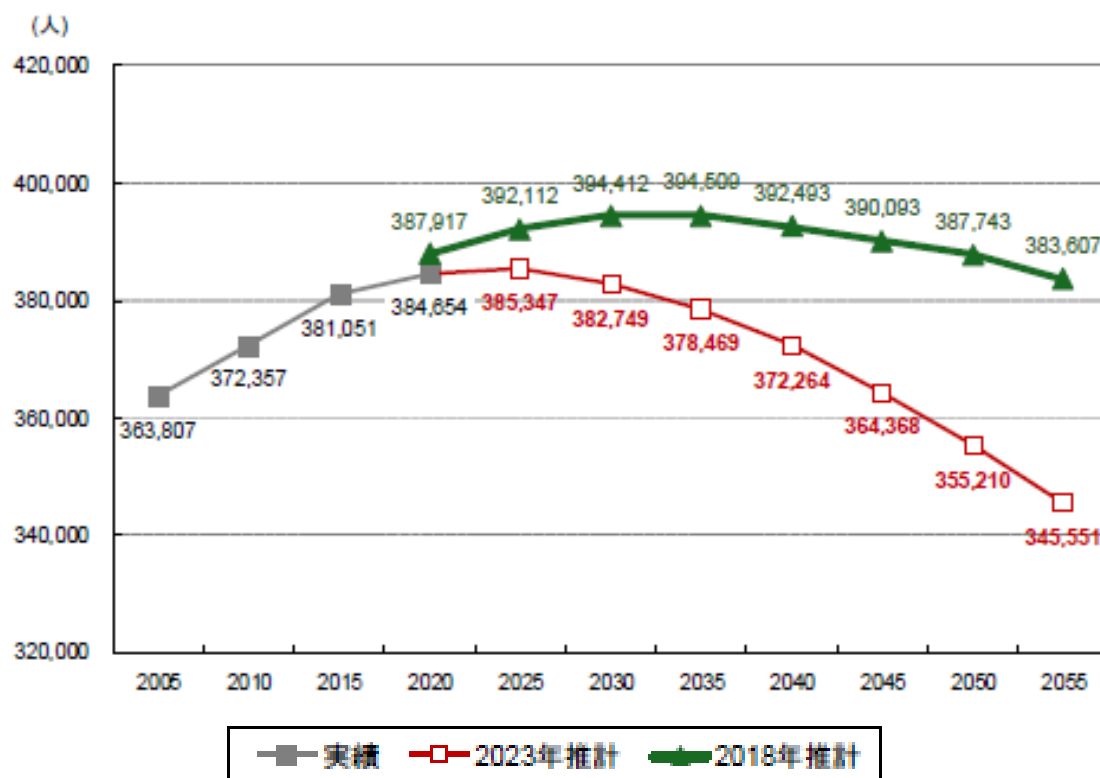
大綱の計画期間は、令和3年度から令和12年度までであり、令和7年度に中間期である5年目を迎える。令和2年度の策定時とは社会環境や行財政の状況が大きく異なっているため、令和7年度中に推進計画を含めて内容の見直しを行う予定である。

3 社会環境の変化と課題

(1) 人口減少の加速

2024年3月にまとめた岡崎市の将来推計人口（2023年推計）は次のグラフのとおりである。大綱策定時の推計（2018年推計）と比べると、人口のピークの時期が早まるとともに、減少の幅も拡大しており、急速に人口減少が進行すると見込まれている。

人口減少により財源不足や労働力不足が生じることが見込まれるため、行政改革大綱により推進する既存サービスの抜本的な見直しを行い、行政サービスの質を維持していく必要がある。



(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年度末ごろから流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、令和2年4月に初の緊急事態宣言が行われて以来、令和5年5月に感染症法上の位置付け上の5類感染症となるまでの間、日常生活における人々の行動に大きな変化をもたらした。感染拡大を防ぐため有効なWEB会議などのデジタルツールの普及が急速に進んだ。一方で、対面や対人の必要性も見直され、場面や状況により適切に活用することが求められる。